

日本学生支援機構 2019 年度海外留学支援制度 (協定派遣) 応募資格について

奨学金支給対象者の資格及び要件

在籍大学等の正規の課程に学位取得又は卒業を目的に在籍し、在籍大学等が採択プログラムへの参加を認めた者で、次の①～⑧に掲げる要件を全て満たしていることが条件となります。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者。
- ② 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。
- ③ 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。

※機構が実施する 2019 年度第二種奨学金在学採用の家計基準(※次頁の家計基準を参照) に合致する者を優先する。

- ④ 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者。
- ⑤ 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者。
- ⑥ 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上 (3.00 満点) である者。
- ⑦ 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等 (渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない) を受ける場合、当該奨学金等の支給月額 (複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額) が、本制度による奨学金月額を超えない者。
- ⑧ 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル 2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に派遣される者。

【成績評価係数の算出方法】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出

※小数点第 3 位を四捨五入

5 段階評価 (本学)	成績評価				
	S	A	B	C	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

[計算式]

$$\frac{(\text{「評価ポイント 3 の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント 2 の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント 1 の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント 0 の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

家計基準

家計の基準額は、世帯人員、就学者の有無等によって異なります。家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

【収入・所得の上限額の目安】

区分		給与所得者	給与所得以外
2人世帯	自宅	1,086万円	678万円
	自宅外	1,133万円	725万円
3人世帯	自宅	1,059万円	651万円
	自宅外	1,106万円	698万円
4人世帯	自宅	1,143万円	735万円
	自宅外	1,190万円	782万円
5人世帯	自宅	1,408万円	1,000万円
	自宅外	1,502万円	1,094万円

給与所得者：源泉徴収票の支払金額（税込）

給与所得以外：確定申告書等の所得金額（税込）

収入に関する提出書類

① 給与所得者：源泉徴収票のコピー

② 給与所得以外：

【確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合】

確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）

※税務署の受付印がないものは、加えて市区町村役場発行の「所得証明書」又は「納税証明書」（有料）が必要。

【確定申告を税務署以外のパソコンで電子申告により行った場合（e-tax を利用）】

「確定申告書（第一表と第二表）」（余白に受付日時と受付番号が印字されているもの）

【確定申告を税務署の確定申告書作成コーナー等で作成して提出した場合（e-tax を利用しない場合）】

「申告内容確認票（第一表と第二表）」（余白に受付日時と受付番号が印字されているもの）

以上